

防護柵設置基準

1 目的

本基準は、防護柵（車両用防護柵・歩行者自転車用柵）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

2 適用範囲

防護柵の適用範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 進行方向を誤った車両が路外、対向車線または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害および車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることが目的であること。
- (2) 歩行者および自転車（以下、「歩行者等」という。）の転落もしくはみだりな横断を抑制するなどの目的であること。

3 設置基準・設置場所

車両用防護柵

- (1) 主として車両の路外（路側を含む。以下「路外」という。）への逸脱による乗員の人的被害の防止を目的として路側に車両用防護柵を設置する区間
 - ア 盛土、崖、擁壁、橋梁などの区間で、路側高さ 2 m 以上かつ特に必要と認められる区間
 - イ 水深 1.5m 以上の海、川、沼池及び水路などに近接し、特に必要と認められる区間
 - ウ 橋梁、高架、トンネルなどへの進入部または車道に近接する構造物などに関連し特に必要と認められる区間
- (2) 主として車両の路外などへの逸脱による第三者への人的被害（以下「二次被害」という。）の防止を目的として車両用防護柵を設置する区間
 - ア 道路が鉄道もしくは軌道（併用軌道を除く。以下「鉄道等」という。）、他の道路などに立体交差または近接する区間で車両が路外に逸脱した場合に鉄道等、他道路などに進入するおそれのある区間
- (3) 主として車両の歩道、自転車道、自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）への逸脱による二次被害の防止を目的として、歩道等と車道との境界（以下「歩車道境界」という。）に車両用防護柵を設置する区間（防護柵により歩道等を新設する場合を含む。）
 - ア 走行速度が高い区間などで沿道人家などへの車両の飛び込みによる重大な事故を防止するため特に必要と認められる区間

イ 走行速度が高い区間などで歩行者等の危険度が高くその保護のため必要と認められる区間

(3) その他の理由で必要な区間

ア 事故が多発する道路、または多発するおそれのある道路で防護柵の設置によりその効果があると認められる区間

イ 幅員、線形等道路および交通の状況に応じて必要と認められる区間

ウ 気象条件により特に必要と認められる区間

歩行者自転車用柵

(1) 歩行者等の転落防止を目的として路側または歩車道境界に歩行者自転車用柵を設置する区間（防護柵高さ 1.10m）

ア 歩道等、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路および歩行者専用道路の路外が危険な区間などで歩行者等の転落を防止するため必要と認められる区間

(2) 歩行者等の横断防止などを目的として歩車道境界に歩行者自転車用柵を設置する区間（防護柵高さ 0.8m）

ア 歩行者等の道路の横断が禁止されている区間で必要と認められる区間

イ 歩行者等の横断歩道以外の場所での横断防止が特に必要と認められる区間

ウ 都市内の道路などにおいて、走行速度が低く（30km/h）、単に歩道等と車道とを区別することのみにより歩行者等の安全を確保することが期待できる区間のうち、特に必要と認められる区間なお、横断防止などを目的として設置する柵は、景観などを考慮し、植樹帯の設置など他の方法を検討したうえで、必要と認められる場合について設置するものとする。

4 撤去

市は、道路環境等の変化により、防護柵が3の規定に該当しないと認められた場合、防護柵を撤去することができる。

5 要望方法

要望は、関係住民等の代表者から「交通安全施設新設要望書（様式1）」と、周辺関係住民の同意を得ていることを確認するため、併せて「交通安全施設工事要望書（様式2）」を提出すること。なお、私有地に防護柵を設置する場合、「土地所有者承諾書（様式3）」の提出が必要である。

6 要望後の市の対応

- (1) 要望書提出後、市で現地確認を行い、設置の可否を判断し、要望者へ回答する。
- (2) 市で設置することとした場合は、実施時期の検討を行う。

(3) 防護柵の施工工事を行う。